

産業厚生常任委員会会議録

(質疑応答のみ)

令和5年6月16日

(開会宣言 午前 9 : 5 6)

委 員 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、産業厚生常任委員会を開催したいと思います。

(挨拶)

それでは、議長、御挨拶をお願いします。

議 長

(挨拶)

委 員 長

ありがとうございました。

それでは続きまして、町長、お願いいたします。

町 長

(挨拶)

委 員 長

どうもありがとうございました。

それでは、本日は委員全員出席です。また、議長にも同席していただいておりますし、説明のため、町長、副町長、教育長及び両統括幹、各課長、生涯学習推進課長補佐の出席を求めました。

なお、職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

それでは、去る6月6日、本委員会に付託されました議案についての審議に入ります。

付託議案は、会議次第に記載されているとおり、議案第50号から議案第52号までの3議案でございます。

議案の説明については、6月6日の全員協議会において、理事者から説明を受けておりますので、本委員会における議案の説明は省略し、質疑から入りたいと思います。

これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

御異議がないようですので、本委員会における審議は、議案の説明を省略し、質疑に入ることといたします。

なお、質疑においては、一問一答式で行いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議案第50号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、この議案第50号について、今、町長からも説明がありましたように、誤記があったことから、理事者より正誤の申出がございましたので、この件につきまして理事者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長

おはようございます。

それでは、私のほうから議案の正誤申出をさせていただきたいと思います。

令和５年６月６日に提出いたしました令和５年第３回美浜町議会定例会の議案について、正誤を申出いたします。

本議案につきましては、議案第５０号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての誤記でございます。

議案第５０号、２ページを御覧ください。

２ページ、美浜町介護保険条例の一部を改正する条例ですが、誤記の箇所につきましては、条例制定文、上から４行目に記載されております令和５年度４月１日を令和５年４月１日にしたいため、本申出を行うものでございます。

議案の正誤の申出については以上でございます。

委員長

それでは、本議案についての質疑に入りたいと思いますが、質疑はございませんか。

川畑委員。

川畑委員

介護保険料は、月にすると７，０００円ちょっとかな、なると思うんですけど、この金額が減免されるというところが、４年度以前の年度分の保険料であって、５年に払わなあかんもんというんですけど、どういうふうな感覚で減額になって、それが免除になるのかというのがよく分からんのですけど。教えてほしいんですけどね、ちょっと。

委員長

健康福祉課長。

健康福祉課長

その制度の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の減免措置を行っておりますが、今回の改正については、令和５年度以降における取扱いでございます。

もともとの制度におきましては、令和２年度、３年度と、コロナの影響における生計が苦しくなった御家庭に対しての減免の制度でございます。

委員長

川畑委員。

川畑委員

金額的にはどれぐらい安くなるかというのは今言えますか。もし分かりましたら。

大体、月にこれぐらいになって、減免処置になるとするとこれぐ

らいになるというような、何か内容が分かるなら教えてほしいんですけど。

委 員 長

健康福祉課長。

健康福祉課長

金額、細かいところは申し訳ないんですが、生計維持者の事業収入の減少額が前年の当該事業収入の額の10分の3以上となっておりまして、また、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外に、前年の所得の合計が400万以下である場合にこの制度の対象となつてございます。

委 員 長

川畑委員。

川畑委員

金額は分かりました。

それで、その4年度分の保険料であつて5年に払わなあかんという制度は、どういうときに発生するんですかね。どういうときに起こるんですかね。その起こり方が分からんのですけど。

委 員 長

健康福祉課長。

健康福祉課長

主なものといたしましては、3月に第1号被保険者になられる方が主な対象となります。

その方の納期が一部、4月に納期となっておりますので、その場合、現行の制度ですと4月以降の納期の方が対象になりませんので、そこを改めるものでございます。

委 員 長

川畑委員。

川畑委員

3月っていうのは、3月に介護保険を払わなあかん年齢に達した、指定したという人ですか。その辺をお願いします。

委 員 長

健康福祉課長。

健康福祉課長

おっしゃるとおりでございます。

川畑委員

了解しました。

委 員 長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

高橋委員。

高橋委員

議案とは直接関係ないんですけど、今年の2月に教育委員会に対して、五木ひろしコンサートの新聞折り込みのチラシがあつて、その内容が非常に分かりにくくて、実はこういうふうに直すべきじゃないかというようなことをメールしたことがあります。

そのメールの中の、私の申し上げたいのは、外部に対して、あるいは内部でもいいんですが、特に外部に対して出す書面について

は、起案者と審査者と承認者と3つのステップがあるんでしょうか。起案をされた方、それを審査する方、そして最後、その内容でいいよという承認をする方というのはルールとして決まっているんでしょうかという内容をメールでお願いしたんですね。

なかなか役場の中、きっと想像するに忙しくて、そんな面倒なこととはできないよというふうなお話もあると思うんですが、基本、そういう文書を作るという仕事と、それをその内容でいいかということを確認する人と、最後、それでいいよということでそれをリリースしてもいいですという承認をする方という3つの責任と権限があると思うんですけども、そのステップというのは非常に重要です。

一つは情報の共有です。職員を跨った情報の共有なので。それと、もう一つは教育なんです。大抵、確認される方とか承認される方は上位の方が多いので、その仕組みをきちんと整えていただいて、こういう過ちをなるべく抑えと。

チラシについても、一生懸命見ていくと、やっぱり分かりにくいものが結構あるんです。私は町から出てくると気になって一生懸命見るんですけど。職場内でお互いに、これでいいか、このほうが分かりやすいんじゃないかということの意見交換ができるようにしていただいたほうが、していただく仕組みをきちんと動かしてほしいというふうに、これは希望なんですけど。これ、五木ひろしさんのコンサートのやつはたまたま1件でして、ほかにもいろいろ気になることがあるんです。そういうことを動かしていただきたいという要望をしておきます。

申し訳ないですけど、言わせていただきます。

委員長

今のは、誤記に関する、誤記のないようにということで。

それでは、ほかに質疑ございませんでしょうか。

竹仲委員。

竹仲委員

先ほどの川畑委員とよく似た質問になるんですけども、一番最後の条例を比較してみますと、8条の令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が、定めておられる保険料があって、そして、それが支払われなかった及び令和4年度以前の年度分の保険料であって、5年度以降、4月1日以降に納期限が定めてあるも

のについての減免って書いてあるんですけど、この令和２年から令和３年とか令和４年の納期限のやつは、これは５年まで納期限が延びているということになると、その人たちは、本当は支払わなければならないけども滞納しているという考えなんですか。それとも、支払っていても、後でまたお金が返ってくるということなんですか。その辺はどういう減免なのかよく分からないんですけど、教えてください。

委 員 長

健康福祉課長。

健康福祉課長

この制度自体が令和２年度から始まっておりまして、年度ごとに減免をもう既にされている方がいらっしゃいます。

令和２年度には１５人の９世帯、令和３年度には９人の４世帯、そして令和４年度は該当の方がいらっしゃらなかったんですが、今回はその制度は終了するんですが、納期が４月以降になる方ということで、制度の改正をさせていただいているというところでございます。

委 員 長

ほかに質問ございませんか。

（なしの声あり）

委 員 長

ほかに質疑がないようでしたら、これで議案第５０号についての質疑を終わりたいと思います。

次に、議案第５１号 令和５年度美浜町公共下水道事業美浜町浄化センター建設工事委託（建築）に関する協定についてを議題といたします。

本議案に対する質疑はございませんか。

崎元委員。

崎 元 委 員

５２号と関連しとるんですけど、これは同じ契約者なんですけど、一緒に入札ということはできなかったんですか。

委 員 長

上下水道課長。

上下水道課長

現在、建築工事と電気工事と５１号５２号で分かれております。

その内容につきましては、建築工事は屋根とか壁のそういう改修工事になりますし、あと、電気工事につきましては、大きな設備ということで、例えば東芝さんとか三菱さんの大きな電気工事になりますので、分けてある次第でございます。

以上です。

委 員 長	崎元委員。
崎元委員	受注者は分けても同じなんですけど、一緒にしたほうが経費も安くなっているんじゃないかなと思うんですけど。
委 員 長	上下水道課長。
上下水道課長	委託契約の相手ということで、事業団のほう、両方させてもらっております。ただ、実際の工事の発注については建築工事と電気工事なので、分かれて発注するというので、分かれています。 52号につきましては、年度が継続ということで、令和5年と令和6年度の電気工事は継続費を設定させていただきまして、入札を行うという形になります。 以上でございます。
委 員 長	川畑委員。
川畑委員	耐用年数が来たから、今回、工事を更新するという話なんですけど、管理棟の耐用年数と汚泥濃縮タンク棟と消毒設備棟との耐用年数は同じなんですか。別々になるんですかね。 耐用年数はどれだけ違うのか教えてほしいんですけど。
委 員 長	上下水道課長。
上下水道課長	耐用年数につきましては、建築工事、電気物、電気工事、機械工事、計装の備品によって違っております。 それで、工事の建物に関しては、鉄筋コンクリートの中のその他のものということで、耐用年数が38年となつてございます。それと、機械、電気工事につきましては、約15年で、電気工事につきましては、長いもので15年、10年のものもございます。計装のものについては、7年から15年の耐用年数がほとんどということでございます。 それで、計装備品とか、耐用年数は15年からかなり超えて28年たっているわけなんですけど、悪いところを仕替えながら、大きな交換もなく、今まで使ってきたという形になってございます。 以上でございます。
委 員 長	川畑委員。
川畑委員	分かりますけれども、要は、管理棟は38年の耐用年数があつて28年間使ってきたけど、もうそろそろ更新時期になるもんで、しますということですか。

委 員 長	上下水道課長。
上下水道課長	建築工事につきましては、耐震化の診断を令和２年度に行っております。その結果によりまして、直すところは直すということで、耐震の強度がない部分について、今回、改修を行うというものでございます。
委 員 長	川畑委員。
川畑委員	内容は分かりましたけど、私が聞きたいのは、耐用年数が３８年ありますよと。今何年間たって、２８年たつとるということではないんですかね。
委 員 長	上下水道課長。
上下水道課長	耐用年数については。
川畑委員	管理棟。
上下水道課長	管理棟につきましては、平成７年から。
川畑委員	何年たつとるか。
上下水道課長	供用開始して２８年。
委 員 長	川畑委員。
川畑委員	２８年たっていて、まだ１０年あるけど、今言つとるように耐震設計なんかを考えたら、もうそろそろやらなあかんということで、診断を受けたものですよということによろしいですか。
委 員 長	上下水道課長。
上下水道課長	診断を受けたということで、壁なんかは。
委 員 長	川畑委員。
川畑委員	そうすると、その汚泥濃縮タンク棟と消毒設備棟は何年の耐用年数で、何年たつとるんですか。分かりますか。
委 員 長	上下水道課長。
上下水道課長	今回の工事につきましては、建築工事の中では、管理棟と消毒棟、それと汚泥のタンク棟がございます。それぞれ、直接、仮設工事、屋根の改修工事、外壁の改修工事、建具の改修工事。だから、全部２８年というふうに、同じということで。
委 員 長	川畑委員。
川畑委員	消毒タンク棟やらそんな設備、汚泥濃縮棟も２８年間たっているけど、同じ耐震設計をやった結果、今回工事をやらなあかんというような工事結果になって入札したということによろしいですかね。

委 員 長	上下水道課長。
上下水道課長	委託契約をしてもらって、入札もこの議決後していただくという形になります。
委 員 長	ほかに質疑ございませんか。
竹 仲 委 員	竹仲委員。
竹 仲 委 員	今、最後にちょっと回答らしきことが出たんですけども、この、協定と書いてありますね、全部、全て。契約の相手方と随意契約になっていますよね。日本下水道事業団というところに発注しなければならない何か根拠があって、随意になつとるんですか。 というのは、今お聞きすると、電気は電気で、メーカーというか東芝とか富士とか名前を出したんですけど、そういうところに発注しなきゃいけないと。管理棟は管理棟でそういう専門の業者に発注せなあかんということなんやけど、それに関わる一つの総合請負が、この日本下水道事業団に発注しなければならないという、何かこういう下水道事業でルールがあって、ここと随意契約になったんですか。 別に個々に入札してもよかったような気がするんですけど、そういうわけにはいかないという根拠を教えてください。
委 員 長	上下水道課長。
上下水道課長	今回、下水道事業団を選んだ理由としまして、設計業務、社会資本の交付金が単年度ごとの交付決定となり、工事管理業務を行う上で継続的に工事管理を行うことができるというのが一点と、昨年度の事業団の実績で、全国で500か所、約2,000億円の工事实績があるということと、あとは優れた施設が建設できる、あと町においては技術職員の増員が避けられ、経費を削減することができるというような理由で選んでおります。 そういう理由で、今回選ばせていただいております。
委 員 長	竹仲委員。
竹 仲 委 員	そうであるならば、この下水事業団は建設とか設計の管理業務をしていただければいいのであって、実際の工事は、やっぱりそういった事業者でいいのではないかという気がするんですけども。 例えば私のところの、大きな施設を造るときには県の技術公社か何かが管理業務としてそこに、横に入って管理をしてもらって、

ずっと管理運営を見てもらう。そういうのでいいのではないかと
いう気がするんですけども、そうならない理由は何ですか。

委 員 長

上下水道課長。

上下水道課長

上下水道事業団の場合、一緒に工事を出したときに、管理業務も
してもらえるということになります。

ただ、その事業団の性格上、設計から工事、管理まで、一括して
の委託しかできないということになってございます。

委 員 長

竹仲委員。

竹仲委員

何でそういうところに委託せなあかんのかなというのが分からん。
だから何か縛りがあるんだと思うんやけど、その縛りを教えてくれ
と言っとるんやけど。

というのは、事業団は実際に工事しないでしょ、今のを聞くと。
どこかメーカーに出すんでしょう、メーカーがどこか知らんけど。
なら、そこに発注というか、入札制度をすればいいのに、何でこ
ういう形にするのかというのがよく分からんので、その事業団に
対する縛りを教えてください。

要するに、例えばこういう下水道工事は、ここを経由しないと工
事が出せないんやって、何か根拠があれば教えてもらえばいいん
やけど、そういうことがあるんだろうと思うんやけど、今の説明
ではあるように聞こえないので、別に、何か教えてください。

委 員 長

上下水道課長。

上下水道課長

一番の原因につきましては、技術職員の増員が避けられ削減され
るということで、地方公共団体が自力で下水道を建設するには、非
常に土木、建築、機械、あと電気等の各分野にわたる専門技術職員
が必要になってくると。それで、これらの技術職員を十分確保する
のは難しいのが実態であると思っております。

その中で、事業団につきましては、下水道管理者の代行支援機関
として、これらの技術職員の業務を地方公共団体の立場で遂行す
ることを役割としております。

それで、事業団への委託をすれば、このような技術職員の増員が
避けられ、経済的、計画的に事業を進めることができると思ってい
ます。

以上でございます。

委員長
竹仲委員

竹仲委員。

ちょっと平行線なんやけど、そうならば、要するに技術公社みたいな感じで、管理業務を並行にそこだけ発注したらいいんじゃないかってさっきから言っとるんやけど、それができない理由は何ですか。

事業団が頭にならなきゃならない理由は何ですか。頭になっとるんでしょ、これ。

要するに、今のを聞くと、事業団に管理してもらわなあかんから、優秀な人材がおるのでそこで管理してもらおうと言うんやけど、実際にここは工事しないでしょってさっきから言っとるんや。工事するんですか。工事しないでしょ。

工事、さっき説明があったように、電気は電気のメーカーかどこかに頼むんですと、建設は建設の有名なところに頼むんですと。それを入札して、この人らはその管理業務を委託したらいいのではないかというふうに思うんやけど、それができない理由が何かあるんですか。

例えば、上水道はどうなっていますか。上水道もこういう形でどこか事業団に発注しないといけないんですか。どうなんですか。

委員長
上下水道課長

上下水道課長。

上水道のほうはそういうふうに、事業団とかそういうところには、現在の建物は発注しておりません。

それで、今回の場合は、前回も事業団でしたというのもありますし、あと敦賀、今年度、小浜とか、そちらのほうも実績がございます。

それと、もともとの耐震診断から、責任を持って事業を行う上で、耐震診断、工事の発注、あと管理業務を一括してしか事業団は受けられないというふうになってございます。

委員長
竹仲委員

竹仲委員。

引き出すのは無理かなと思うんやけど。要するに上水道も技術者はいないんでしょう、そういう建築に関して。それはあるんですか、美浜の場合。

そういうところも全部そういうのに、管理業務はなくても発注できるという行為があって、下水道はそういう発注はできない。そ

ここに何か深い関係があるんじゃないかという気がするんですけども、そこを説明なしで。今言っていることは全て分かっただけですよ。分かるんやけど、そうであるならば、管理業務として依頼してはどうなんですかということを知りたいんですけど、それはできないというのは、その事業団というのは、そういう組織でないと、例えば変な話になるけど、J Aなんかは、J Aの仕事をする場合にそういう関係のところじゃないと発注できないというような、そういうルールがあるんですか。

委員長

上下水道課長。

上下水道課長

上水道のほうは、この事業団のような組織は今ないということでございます。

委員長

ほかに質疑ございませんか。

崎元委員。

崎元委員

さっきの説明からずっと聞いとると、管理業務だけで発注するのなら、一緒に、さっきの51と52から一緒に発注して、頭になって別々に工事を分けるということをしてもいいんじゃないかなと思うんですけど、やっぱり答えはさっきと一緒にかな。

委員長

答弁ございますか。

上下水道課長。

上下水道課長

今回、建築業務、電気業務と2つに分かれておるわけです。

それで、電気のほうは、先ほど言いましたように継続費の設定ということで、令和5年と令和6年の工事になってございます。令和6年度の額のほうが非常に大きな額になってございます。

建築工事のほうは、単年度の令和5年度だけの工事ということになってございます。

以上です。

委員長

いいですか。

川畑委員。

川畑委員

さっき聞き忘れたんですけど、管理棟の中の事務室とかトイレとか、そういう会議室とかという階の改築というのは今回これに入っていないんやけど、今後、耐用年数が来て改修するという計画はあるのか。予定があったら教えてほしいんやけど。

委員長

上下水道課長。

上下水道課長 昨年度、事務室のほうの耐震壁ということで、令和４年度のこの事業で、間の事務室の横の耐震壁は出しています。

今回は、外壁部分とかそういう部分の建築工事というふうになっていきます。

委員長 川畑委員。

川畑委員 もう一つお聞きしたいんですけど、オキシデーショディッチとか沈殿池という話のこの２層になつとところは、今回の耐震設計には入っていないくて大丈夫やということによろしいですかね。

濃縮タンク棟とかの下にある細長いオキシデーションの、要は汚泥を入れてかき混ぜるところと、濃縮槽の右の丸いところの部分に関しては２列あるんですけど、この部分に関しては、耐用年数も今言う耐震設備のことも全部クリアして、このままでいけるということでもいいですか。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 管理棟、消毒棟、汚泥タンク棟につきましては、耐震設備が済んでいます。池につきましては、令和５年度で耐震診断ということで、池のほうを令和５年度に診断をする予定でございます。

それと、全体の利用、池なんですけど、１池目が平成７年４月から供用開始をしております。２池目のほうが平成１５年４月ということで、１池目の池のほうを令和５年に耐震診断を行うということでございます。

以上です。

委員長 ほかにいいですか。

私から質問させてください。

私、勉強不足で分からないんですけども、今の日本下水道事業団というのは、恐らく地方公共団体の融資した法人だと思うんですけども、全国の自治体が皆さん、ここで資本を出し合ってつくった法人というふうに解釈すればいいんでしょうか。

そこはちょっと基本的なことなんですけども、教えてください。

上下水道課長。

上下水道課長 日本下水道事業団というのは、もともと昭和４７年１１月に国及び地方公共団体の折半出資により設置されてございます。

それで、現在は平成１５年１０月からは地方公共団体が主体とな

って業務、運営を行うということで、地方共同法人というふうに名前が変わってございます。

以上でございます。

委員長

これはあれでしょう、実際に、今言うように共同出資でつくった会社なので、活用しなければいけないというのが各自治体にあるわけですね。ほんで、上下水道をやるときにはここを使いなさいというふうなことだと私は解釈しております。

もう一つお願いがあるんですけども、この協定金額、非常に莫大な金額なんですけども、これはどのぐらいの比率で各地元の業者等に入るのか、ばくつとでいいですから、公共団体にどのぐらい、各業者がこれだけというのは分からないんでしょうか。

上下水道課長。

上下水道課長

委託契約のうち、下水道事業団の管理諸経費というのがございます。それにつきましては、建設工事では、1億円以下の場合は6.3%、それと1億円から5億円の場合は5.3%、あと設計委託ということになりますと10%という諸経費の管理諸経費となっております。

以上です。

委員長

今の回答は私の質問した意図とは違うんですけども、要は、今受注の金額が、どのぐらいの割合がこの法人事業団に行くのか、それから地元業者等にはどのぐらい行くのかという、その比率だけを教えてほしいんです。

上下水道課長。

上下水道課長

事業団の入札によりますので、はっきりした数字は言えないということで、すみません。

委員長

分かりました。

もう一つ、今この事業団というのは、地元企業を動員するというふうなのが主体で工事やるんでしょうね。その辺を明確にお願いしたいんですけども。

上下水道課長

工事につきましては、事業団のほうに指名届というのを出すような形になってございます。

建築になりますと、地元も何社かは事業団のほうへ申請を出しているという形で、これも、工事の金額によってAとかBとかCと

か、また町と同じようにございますので、そのランクの格付の
ところで行うという形で。ただ、町内だけですと多分事業者の数
が少ないと思うので、嶺南地方とか、そういう形の指名ランクの
一般競争入札になると思います。

以上です。

委 員 長 分かりました。ありがとうございました。

それでは、ほかに質問ございますか。

竹仲委員。

竹 仲 委 員 5年ぐらい前になるかな、汚泥処理というか、久々子にあった処
理施設をここに移転しましたよね。これはあれやけど、久々子の施
設からこっちに持ってきたときの、あれはそんな古くないでしょ。

衛生組合の久々子にあった処理施設をここへ持ってきたでしょ、
記憶にあります。分かんのか。そうか。

その施設は、こういうのじゃなくて普通の入札やったんかなと思
って。事業団には関係ない処理施設になるんかな、あれは。そう
いうことやな。

だからその辺の、どこまでが。下水に絡む施設はこういうところ
にせなあかんというのは、何か決まりごとがあるんでしょ。そん
なのは、大っぴらというか、大体分かるんですかね。

僕は何が言いたいかというと、この間の処理施設はそんなふう
にして事業団に頼んでいないでしょ。

上下水道課にこれを聞いてもあかんのかな。

委 員 長 上下水道課長、何か分かったら教えてください。

いいですか、分かりますか。

上下水道課長 環境衛生組合のほうで入札をされたとは思いますが、中身
については、私では分かりません。すみません。

委 員 長 竹仲委員。

竹 仲 委 員 我々は、同じ処理施設やから同等の考えかと思ったんやけど、た
しかあれはそういう事業団には関係なかったと思ったので。だから、
どういう施設は事業団って、この辺が明確にならんと、何か、もや
もやとした感じがそのまま残るんやけど、たしかこういう決まりが
あるんでしょ、こういう施設は事業団を随意契約しないと工事がで
きないということは。

さっきも、何回も繰返しになるけど、いろんな、美浜町での大きな工事はやっぱり、設計に関しては県の技術公社を入れているんやけど、あれも100%じゃないけどある程度入れましょうとか、入れなさいというのがあると思うので、そんなような何かあるんですか。

委 員 長

上下水道課長。

上下水道課長

今回、下水道事業団に委託したのは、日本下水道事業団法というのがございまして、その第1条に、日本下水道事業団は、地方公共団体等の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理を行い、下水道に関する技術的援助を行うとともに、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図ること等により、下水道の整備を促進し、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とするとありますので、これによりまして今回委託をしたものでございます。

以上です。

委 員 長

竹仲委員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

委 員 長

ないようですので、第51号の質疑は終了といたします。

次に、議案第52号 令和5年度美浜町公共下水道事業美浜町浄化センター建設工事委託（電気設備）に関する協定についてを議題といたします。

質疑はないですか。

(なしの声あり)

委 員 長

質疑なしということで、閉じたいと思います。

以上をもちまして、付託されました質疑3件が終了いたしました。各委員会、全員協議会等の採決の前に、議員間討議の場を設けることができることとなっております。

本委員会に付託された3件の事件に関し、討論はございませんか。

(なしの声あり)

委 員 長

ないということでございますので、ただいまから採決に入ります。

議案第50号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第50号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

続きまして、議案第51号 令和5年度美浜町公共下水道事業美浜町浄化センター建設工事委託（建築）に関する協定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第51号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

続きまして、議案第52号 令和5年度美浜町公共下水道事業美浜町浄化センター建設工事委託（電気設備）に関する協定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第52号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案3件の審査は終わりました。

その他として、何か質問はありませんか。

(なしの声あり)

委員長

どうもありがとうございます。

なければ、以上で本日の産業厚生常任委員会を閉会といたします。最後に、副委員長、閉会の挨拶をお願いします。

副委員長

(挨拶)

(閉会宣言 午前10:44)

産業厚生常任委員会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

産業厚生常任委員長 梅津 隆久